

条例の対象文書を公文書に限定している理由

情報公開・法務課

1 文書収集手法の優位性

博物館資料の文書収集の手法（寄贈、寄託、購入）は、歴史公文書に準ずる資料の手法（寄贈、寄託）よりも種類が多い。

2 県民利用の容易性

展示等による利用が可能な博物館資料は、利用請求手続が必要となる歴史公文書に準ずる資料よりも、県民の利用が容易になる。

3 収集後の判断の困難性

寄贈又は寄託された文書について、特定歴史公文書等に該当するのか、博物館資料に該当するのか、判断が困難な場合が考えられる。

<参考 1 >

(1) 長野県公文書等の管理に関する条例（抜粋）

第 2 条 （1～3 略）

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、第 8 条第 1 項又は第 5 項の規定により知事に移管されたものをいう。

(2) 公文書等の管理に関する法律（抜粋）

第 2 条 （1～6 略）

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 第 8 条第 1 項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

(2) 第 11 条第 4 項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

(3) 第 14 条第 4 項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

(4) 法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）

又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

<参考 2 > 国及び他の都県の状況

特定歴史公文書	熊本県、愛媛県、山形県、兵庫県、新潟県
特定歴史公文書等	国、島根県、鳥取県、香川県、東京都、滋賀県、高知県、三重県、群馬県